

答 申

第1 審査会の結論

長野県知事が行った一部公開決定について、別表2-1及び別表2-2の「公開すべき部分」欄に記載の部分は、公開すべきであり、その余の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 令和5年(2023年)1月10日、審査請求人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。)に基づき、次のとおり公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

- (1) 松本糸魚川高規格道路の計画について 全て 令和元年以降のもの
- (2) 松本糸魚川高規格道路の計画について 大町市との打ち合わせ・協議・交渉記録簿 平成31年以降のもの

2 令和5年3月10日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求に対して、別表1-1及び別表1-2の「公文書の名称」欄に記載の公文書(以下「本件公文書」という。)を特定し、「公開しない部分」欄に記載の部分(以下「本件非公開部分」という。)を「公開しない理由」欄に記載の理由により非公開とする一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。

3 令和5年6月13日、審査請求人は、本件実施機関に対して、次の(1)及び(2)の部分

を公開しないとした処分を取り消し、公開するとの裁決を求めて審査請求を行った。
(1) 別表1-1の番号1の「業務概要以外のすべて」並びに番号2の「道路概略設計のすべて」、「交通量推計調査のうち費用便益分析」、「意見交換会資料作成のうち評価項目(案)一覧表」、「景観検討資料作成のうち、現地確認及び完成VR」、「河川協議資料のすべて」及び「今後の課題のすべて」(以下「非公開部分A」という。)

(2) 別表1-2の番号1から番号6まで、番号8から番号12まで、番号19から番号21まで、番号24から番号27まで、番号30及び番号32の「意見の交換の部分」(番号3は、「市意見に対する対応方針を記載した部分」を含む。)(以下「非公開部分B」という。)

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書等で行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 非公開部分Aについて

全部又は大部分が非公開とされており、条例第7条の拡大解釈であって、公開請求権などの審査請求人の権利を侵害している。

県政の計画に透明性及び公正性があれば、公開しても大きな混乱が生じることは考えにくく、また、報告書の目次等、細かく公開することは通常可能であると考えられることから、より精緻な審査を行い、適切な情報公開をすべきである。

2 非公開部分Bについて

県と市の交渉は、その結果次第では、住民は大きな影響を受ける可能性があるため、住民からの公開請求があった場合は、速やかに全文公開すべきである。

また、松本糸魚川連絡道路（「松本糸魚川高規格道路」と同じ。以下「松糸道路」という。）に関する事業は、「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン（平成25年7月 国土交通省）」に基づき、策定プロセスの透明性、客観性、合理性及び公正性を確保して実施することとされており、本件公文書は、少なくとも透明性及び公正性を担保する文書類であり、非公開とすることは、透明性及び公正性に疑義が生じかねず、住民の知る権利を侵害するものである。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が弁明書等で行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 非公開部分Aについて

非公開部分Aに関する公文書は、松糸道路に係る松川村から大町市街地南までの区間及び大町市街地区間の計画に関する令和元年度及び令和2年度の委託業務の成果品である。なお、当該区間は、本件決定時には構想段階であって、今後更なる調査や検討を要するものである。

(1) 条例第7条第5号該当性について

本号に該当することを理由に非公開とした部分は、検討段階の不正確な情報であって、公開された場合に、不当に拡散されることにより、関係自治体との率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した。

(2) 条例第7条第6号該当性について

本号に該当することを理由に非公開とした部分は、詳細なルートが決定していない検討段階の情報であって、公開された場合に、事前に知り得た情報から売却目的の用地取得が行われるなど、今後の用地交渉等に係る事務を行うに当たって、県の財産上の利益を不当に害するおそれがあると判断した。

2 非公開部分Bについて

非公開部分Bに関する公文書は、松糸道路に係る大町市街地区間の計画に関して、大町建設事務所が平成31年以降に大町市で行った打合せ等の記録文書である。なお、

当該区間は、本件決定時には構想段階であって、最適ルート帯を選定するに当たって検討を進めているものである。

非公開部分Bは、事業主体である県と地元自治体である大町市との協議内容であって、参加者による将来を想定した憶測的な意見や個人的な意見等が含まれており、当該意見を捉えて決定事項ではない不正確な情報が拡散された場合、参加者が率直な発言を躊躇することにより率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると判断した。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進を図ることにより県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は、保護すべき個人情報等を除き原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 本件公文書及び本件非公開部分について

本件決定において、本件実施機関が特定した公文書は、松糸道路に関する、令和元年度及び令和2年度の委託業務に係る成果品（別表1-1）並びに平成31年以降に大町建設事務所と大町市とが行った打合せの記録（別表1-2）であり、本件非公開部分は、当該成果品の大部分及び当該打合せ記録の意見交換の部分等である。このうち、審査請求人と本件実施機関との間で争いのある非公開部分は、非公開部分A及び非公開部分Bである。

本件実施機関は、非公開部分Aについて、本件公文書に係る事業が本件決定時には構想段階であって、今後更なる調査や検討を要するものであり、不正確な情報が公開された場合に、関係自治体との率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号に基づく非公開情報に該当し、また、詳細なルートが決定していない検討段階の情報が公開された場合に、事前に知り得た情報から売却目的の用地取得が行われるなど、今後の用地交渉等に係る事務を行うに当たって、県の財産上の利益を不当に害するおそれがあることから、同条第6号に基づく非公開情報に該当すると主張する。非公開部分Bについては、本件決定時には構想段階である事業に係る関係自治体との打合せにおいて、参加者が憶測的な意見等を公開された場合の影響を懸念して発言を躊躇することにより、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや決定事項ではない不正確な情報により不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、同条第5号における非公開情報に該当すると主張する。

一方で、審査請求人は、非公開部分Aについて、全部又は大部分を非公開とすることは公開請求権などの審査請求人の権利の侵害であり、非公開とすることで事業の透明性及び公正性に疑義が生じ、住民の知る権利を侵害していることから、より精緻な審査を行い、適切な情報公開をすべきであると主張する。また、非公開部分Bについて、県と市の交渉は、結果次第では、住民は大きな影響を受ける可能性があり、非公開とすることは、住民の知る権利を侵害しており、事業の透明性及び公正性を担保するためにも、住民から公開請求があった場合は、速やかに全文公開すべきであると主張する。

したがって、非公開部分A及び非公開部分Bの同条第5号及び第6号該当性について、以下順次検討する。

3 条例第7条第5号該当性について

本号は、県等の行政機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを非公開とする旨を規定している。

意思決定前の審議、検討又は協議に関する情報の中には、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され、県民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与え又は不利益を及ぼすものがあると考えられる。

一方で、それぞれのおそれは、公開することの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が重大であり、非公開とすることに合理性が認められる場合を意味するものと考えられる。

以下、本件実施機関が非公開を主張する非公開部分A及び非公開部分Bの本号該当性について検討する。

(1) 非公開部分Aについて

当審査会が非公開部分Aを確認したところ、次のアからエまでに分類した部分（別表2-1の「非公開妥当とする部分の本答申第5の3の(1)該当区分」欄の部分）は、確定していない具体的な道路計画用地等の内容であって、用地関係者等の利害意識を助長することが考えられ、不正確な情報が公開された場合、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとする本件実施機関の主張は否定し難く、本号に該当すると認められる。

一方で、アからエまでを除く部分については、単に資料の項目、現状のデータ、県のホームページ等において既に公表されている情報等、又は検討段階の内容ではあるが公開しても関係自治体との率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損な

われたり不当に県民の間に混乱を生じさせたりするおそれがあるとまでは言えない情報であることから、本号に該当するとは認められない。

ア コントロールポイントに関する情報

コントロールポイントとは、道路建設に当たって、路線選定をする際に避けるべき特定の家屋や建物、集落等、制約となる地点のことである。

非公開部分Aに係るコントロールポイントは、本件実施機関が松糸道路の設計業務において独自に分類をしたものであり、制約となる地点の重要度もそれぞれ異なるものであると考えられることから、当該情報が公開された場合に、重要度が誤解されることで不当に当該コントロールポイントの関係者の間に混乱を生じさせるおそれがある。

イ 具体的な道路計画用地又はこれを推測させる情報

用地関係者にとって、自身が所有する用地が道路計画による買収対象となるか否かは、今後の生活等を左右する非常に重要な関心事であるが、道路計画用地が実際の道路用地とは異なる可能性が十分に想定されるところ、不正確な情報が公開された場合、当該用地関係者が無用に対応を考えさせられる等、不当に当該用地関係者の間に混乱を生じさせるおそれがある。

ウ 用地等補償費の概算及びこれを推測させる情報

被補償者にとって、自身が所有する用地や家屋移転等に係る補償費については、イと同様に、今後の生活等を左右する非常に重要な関心事であるが、計画段階における概算補償費は、今後の調査等の結果により変動し、必ずしも実際の補償費と同じであるとは限らない可能性が十分に想定される。不正確な情報が公開され、概算額が補償費と誤解され、実際の補償費と乖離している場合等に、不当に当該被補償者の間に混乱を生じさせるおそれがある。

エ 関係機関との協議内容に関する情報

当該情報は、松糸道路の設計に当たって地元自治体との協議を行う中で、当該地元自治体から挙げた要望に関するものであるが、今後協議や検討を行っていく中で要望内容が変更される可能性が十分に想定されるところ、必ずしも当初の要望が採用されるとは限らず、不正確な情報が公開された場合、周辺の用地関係者が無用に対応を考えさせられる等、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

(2) 非公開部分Bについて

当審査会が非公開部分Bを確認したところ、次のア及びイに分類した部分（別表2-2の「非公開妥当とする部分の本答申第5の3の(2)該当区分」欄の部分）は、打合せ参加者の憶測的な意見であって、不正確な情報が公開された場合に、当該参加者が発言を躊躇し、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれが認められる。また、検討段階の情報又はこれを推測させる情報であって、不正確な情報が公開された場合、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとする本件実施機関の主張は否定し難く、本号に該当すると認められる。

一方で、ア及びイを除く部分については、単に現状や資料修正に関する情報、道路計画のルート帯などの決定された内容であり、県のホームページ等において既に公表されている情報等であって、率直な意見交換が不当に損なわれたり、不当に県民の間に混乱を生じさせたりするおそれがあるとまでは言えず、本号に該当するとは認められない。

ア 参加者の憶測的な意見に関する情報

当該情報は、忌憚のない意見交換を行う中で行われた参加者の見解に基づく憶測的な意見であり、不正確な情報が公開された場合、関係者の間に無用な誤解や憶測を招き、当該参加者がいわれのない非難を受けることを憂慮して今後同種の意見交換の際に発言を躊躇する等、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある。

イ 検討段階の不正確な情報又はこれを推測させる情報

当該情報は、参加者の見解に基づく意見であって、検討段階の未成熟な情報であると考えられるが、今後協議や検討を行っていく中で内容が変更される可能性が十分に想定される場所、必ずしも当該意見どおりに議論が進むとは限らず、不正確な情報が公開された場合にも、確定した情報と誤解され、結果として変更があった場合などに不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると考えられる。

4 条例第7条第6号該当性について

本号は、公開することにより、県が行う事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるものを非公開とする旨を規定している。

公開することにより生ずる支障の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならず、また、公開することによる支障のおそれは、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないと考えられる。

本件実施機関が本号に該当することを理由に非公開とした部分は、非公開部分Aのうち、別表1-1の番号2の「意見交換会資料作成のうち評価項目（案）一覧表」及び「今後の課題のすべて」を除く部分（以下「本件第6号非公開部分」という。）であることから、以下、本件第6号非公開部分の本号該当性について検討する。

(1) 3の(1)において同条第5号該当性が認められる部分について

本件実施機関は、本件第6号非公開部分について、同条第5号にも該当することを理由に非公開としている。

非公開部分Aにおける同条第5号該当性については、3の(1)のとおりであるが、本件第6号非公開部分のうち、当審査会が3の(1)において同条第5号該当性を認める部分を本件実施機関が非公開とした判断は、結論において妥当である。

よって、当審査会は、本件第6号非公開部分のうち、当審査会が3の(1)で同条第5号該当性を認める部分における本号該当性について判断しない。

(2) (1)を除く部分について

(1)を除く部分は、単に資料の項目、現状のデータ、県のホームページ等において既に公表されている情報等であり、仮に当該情報を元に売却目的の用地取得が行われるといったことがあったとしても、県の財産上の利益を不当に害し、事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えず、本号に該当するとは認められない。

5 本件実施機関が非公開部分A及び非公開部分Bを非公開とした判断について

3及び4を踏まえて、非公開部分A及び非公開部分Bのうち、当審査会において、条例第7条第5号又は第6号のいずれの該当性も認められないと判断した部分は、公開すべきであり、その余の部分を非公開とした本件実施機関の判断は、妥当である。

6 非公開部分Aに係る条例第7条第2号及び第3号該当部分について

非公開部分Aに関して、当審査会において、3及び4で開示すべきとした部分には、以下のとおり、条例第7条第2号又は第3号の非公開情報に該当すると考えられる情報が含まれていると認められることから、補足する。

(1) 条例第7条第2号該当部分について

本号は、個人の権利利益の保護を図るため、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を非公開情報として規定している。なお、本号ただし書のアからウまでに規定する情報は、例外として公開できる場合であるとし、非公開情報から除かれている。

非公開部分Aにおける本号該当部分は、委託業務を受注した法人の管理技術者、照査技術者等担当者の氏名（メールアドレスを含む。）、生年月日、役職、印影及び技術者IDである。これらは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであり、例外として公開できるいずれの場合にも該当しないため、非公開とすべき情報であると認められる。

(2) 条例第7条第3号該当部分について

本号は、法人に関する情報であつて、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものを非公開とする旨を規定している。「その他正当な利益」には、法人のノウハウ、信用等の法人の事業運営上の地位が広く含まれるものであり、「害すると認められる」か否かの判断に当たっては、法人の権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人と行政との関係等を十分考慮して適正に判断する必要がある。したがって、本号に該当するか否かは、法人に関する情報の内容に即して、個別具体的に判断されるべきであると考えられる。

非公開部分Aにおける本号該当部分は、法人代表者の印影である。これは、法人間における重要取引等の限られた場面において、文書の真正性の担保の目的等のた

めに使用されるものであり、法人の意思によらないで公開されると、その印影を複写することで他者に悪用されるといったおそれがあることから、非公開とすべき情報であると認められる。

7 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

8 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

9 付言

(1) 当審査会は、本答申において、本件決定時における松糸道路に係る事業の進捗状況を踏まえ、公開すべき部分と非公開妥当とする部分を認定したものである。

当該事業の進捗状況が本件決定時から本答申までの間に変化していることを鑑みれば、本件実施機関においては、本答申で非公開妥当と認定した部分についても、その記録内容を現状に照らして改めて精査し、公開可能と判断される部分について、本答申の趣旨を踏まえ、自主的かつ積極的に公開することが望まれる。

(2) とりわけ、非公開部分Aは、過去に同一の公文書を特定して公開している部分があるにもかかわらず、文書全体を非公開としていることから、個々の非公開部分に係る検討が不十分であったことは明らかである。本件実施機関においては、今後、公文書公開請求がされた場合の公開又は非公開の判断に当たっては、条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き、公開を原則とするという情報公開制度の趣旨に鑑み、公開請求者の権利を十分に尊重して適切に対応いただきたい。

また、本件実施機関は、当該事業のような県民にとって関心が高い情報について、やむを得ず非公開とする場合には、情報公開制度の信頼性を確保するため、非公開とする具体的な支障等について、公開請求者に対して丁寧に説明を行うことが望まれる。

第6 審査経過

令和6年(2024年)	3月4日	諮問
	7月23日	審議
	9月18日	審議
	11月26日	審議
令和7年(2025年)	1月28日	審議
	3月19日	審議
	5月27日	審議
	7月22日	審議
	9月11日	審査請求人及び本件実施機関からの意見聴取並びに審議

11月18日 審議
令和8年（2026年） 1月28日 審議終結

(別表1-1) 請求内容: 第2の1の(1)のとおり

番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
1	令和元年度 道路計画調査 (補助)・県 単調査(道路 改良)合併事 業に伴う設計 業務 松本糸 魚川連絡道路 管内一円(大 町管内一円) その3 報告 書のうち ・本編	業務概要のうち氏名及 び役職名が記載されて いる部分	条例第7条第2号該当 左記事項は、個人に関する情報であって、原則として 非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも 当たらないため
		業務概要以外のすべて	条例第7条第5号該当 左記事項は、県の内部における検討に関する情報であ って、公開することにより、不当に県民の間に混乱を生 じさせるおそれがあるため
			条例第7条第6号該当 左記事項は、県が行う事業に関する情報であって、公 開することにより、契約、交渉に係る県の財産上の利益 を不当に害することになり、当該事業の適正な遂行に著 しい支障を及ぼすおそれがあるため
2	令和2年度 県単調査(道 路改良)事業 に伴う設計業 務 松本糸魚 川連絡道路 管内一円 管 内一円その1 報告書のうち ・本編	業務概要のうち氏名及 び役職名が記載されて いる部分	条例第7条第2号該当 左記事項は、個人に関する情報であって、原則として非 公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当 たらないため
		道路概略設計のすべて	条例第7条第5号該当 左記事項は、県の内部における検討に関する情報であ って、公開することにより、不当に県民の間に混乱を生 じさせるおそれがあるため
			条例第7条第6号該当 左記事項は、県が行う事業に関する情報であって、公 開することにより、契約、交渉に係る県の財産上の利益 を不当に害することになり、当該事業の適正な遂行に著 しい支障を及ぼすおそれがあるため
		交通量推計調査のうち 費用便益分析	同上(第5号及び第6号該当)
		意見交換会資料作成の うち評価項目(案)一 覧表	条例第7条第5号該当 左記事項は、県の内部における検討に関する情報であ って、公開することにより、不当に県民の間に混乱を生 じさせるおそれがあるため
		景観検討資料作成のう ち ・現地確認 ・完成VR	条例第7条第5号該当 左記事項は、県の内部における検討に関する情報であ って、公開することにより、不当に県民の間に混乱を生 じさせるおそれがあるため
	条例第7条第6号該当		

		左記事項は、県が行う事業に関する情報であって、公開することにより、契約、交渉に係る県の財産上の利益を不当に害することになり、当該事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため
	河川協議資料のすべて	同上（第5号及び第6号該当）
	今後の課題のすべて	条例第7条第5号該当 左記事項は、県の内部における検討に関する情報であって、公開することにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため
	打合せ記録簿のすべて	同上
	照査報告書のすべて	同上
	巻末資料のすべて	同上
	報告書概要版のすべて	条例第7条第5号該当 左記事項は、県の内部における検討に関する情報であって、公開することにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため
		条例第7条第6号該当 左記事項は、県が行う事業に関する情報であって、公開することにより、契約、交渉に係る県の財産上の利益を不当に害することになり、当該事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため
	設計図縮小版のすべて	同上（第5号及び第6号該当）

(別表1-2) 請求内容：第2の1の(2)のとおり

番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
1	「2月21日の全協及び都計審までのスケジュール及び説明内容について」の打合せ記録簿（平成31年1月24日付け）	意見の交換の部分	条例第7条第5号該当 左記事項は、検討及び協議に関する情報であって、公開することにより、今後の県と市の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため
2	「松糸大町市街地区間 STEP3の説明内容について」の打合せ記録簿（平成31年1月30日付け）	同上	同上
3	「松糸 2月22日の大町市議会全員協議会での説明内容」の打合せ記録簿（平成31年2月5日付け）	意見の交換及び市意見に対する対応方針を記載した部分	同上
4	「松糸 2月21日の大町市議会全員協議会での説明の事前説明」の打合せ記録簿（平成31年2月18日付け）	意見の交換の部分	同上
5	「松本糸魚川連絡道路 STEP3意見交換会資料（概要版）の配布について」の打合せ記録簿（令和元年6月18日付け）	同上	同上
6	「松本糸魚川連絡道路に係る打合せ」の打合せ記録簿（令和元年7月19日付け）	同上	同上
7	「北アルプス地域県機関と大町市との懇談会」復命書の鑑（令和元年7月25日付け）	なし	—
8	「松本糸魚川連絡道路に関する打合せ（STEP4）」の打合せ記録簿（令和元年11月1日付け）	意見の交換の部分	条例第7条第5号該当 左記事項は、検討及び協議に関する情報であって、公開することにより、今後の県と市の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため
9	「松糸大町市街地区間 STEP4の説明内容について」の打合せ記録簿（令和元年11月7日付け）	同上	同上
10	「松糸 11月27日の大町市議会全員協議会での説明の事前説明」の打合せ記録簿（令和元年11月19日付け）	同上	同上

11	「松糸 最適ルート帯案について」の 打合せ記録簿（令和2年2月12日付 け、11:00～のもの）	同上	同上
12	「松糸 最適ルート帯案について」の 打合せ記録簿（令和2年2月12日付 け、11:40～のもの）	同上	同上
13	「大町市議会全員協議会」の概要（令 和2年2月20日付け）	なし	—
14	「松本糸魚川連絡道路 大町市街地区 間の住民説明会に関する打合せ（メ モ）」（令和2年7月1日付け）	なし	—
15	「松本糸魚川連絡道路 大町市街地区 間の検討に関する打合せ（メモ）」 （令和2年9月2日付け）	打合せ内容の部 分	条例第7条第3号該当 左記事項は、法人に関する情報であ って、公開することにより、当該法人 の権利、競争上の地位その他正当な利 益を害すると認められるため
16	「松本糸魚川連絡道路 大町市街地区 間に関する勉強会（メモ）」（令和2 年10月14日付け）	なし	—
17	「松本糸魚川連絡道路 大町市街地区 間に関する勉強会（メモ）」（令和2 年11月12日付け）	なし	—
18	「松本糸魚川連絡道路 大町市街地区 間 検討状況と今後のスケジュールに ついて（メモ）」（令和2年12月23日 付け、14:30～のもの）	なし	—
19	「松本糸魚川連絡道路 大町市街地区 間 検討状況と今後のスケジュールに ついて（メモ）」（令和2年12月23日 付け、15:30～のもの）	意見の交換の部 分	条例第7条第5号該当 左記事項は、検討及び協議に関する 情報であって、公開することにより、 今後の県と市の率直な意見の交換が不 当に損なわれるおそれがあるため
20	「地域高規格道路 松本糸魚川連絡道 路 打合せ（メモ）」（令和3年2月 8日付け）	同上	同上
21	「地域高規格道路 松本糸魚川連絡道 路 打合せ（メモ）」（令和3年2月 9日付け）」	同上	同上
22	「地域高規格道路 松本糸魚川連絡道 路 大町市議会全員協議会（メモ）」 （令和3年2月18日付け）	なし	—

23	「地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路 大町市都市計画審議会（メモ）」（令和3年6月22日付け）	なし	—
24	「地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路 打合せ（メモ）」（令和3年8月26日付け）」	意見の交換の部分	条例第7条第5号該当 左記事項は、検討及び協議に関する情報であって、公開することにより、今後の県と市の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため
25	「地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路 打合せ（メモ）」（令和3年8月27日付け）」	同上	同上
26	「地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路 打合せ（メモ）」（令和3年10月15日付け）」	同上	同上
27	「地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路 打合せ（メモ）」（令和3年11月10日付け）」	同上	同上
28	「地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路 大町市議会全員協議会説明概要（メモ）」（令和3年12月1日付け）	なし	—
29	「地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路 大町市議会全員協議会説明概要（メモ）」（令和4年2月3日付け）	なし	—
30	「20220823 大町市長レク」の打合せメモ（令和4年8月23日付け）	意見の交換の部分	条例第7条第5号該当 左記事項は、検討及び協議に関する情報であって、公開することにより、今後の県と市の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため
31	「地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路 大町市議会全員協議会 説明概要（メモ）」（令和4年9月1日付け）	なし	—
32	「20221017 大町市長レク」の打合せメモ（令和4年10月17日付け）	意見の交換の部分	条例第7条第5号該当 左記事項は、検討及び協議に関する情報であって、公開することにより、今後の県と市の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため

(別表2-1)

※この別表2-1において、「番号」欄は、別表1-1の番号に対応している。

番号	公文書の 該当頁番号等	公開すべき部分	非公開妥当とする部分の本 答申第5の3の(1)該当区分
1	(全般)	頁番号	—
	報告書鏡	全て	—
	報告書表紙	全て	—
	報告書目次	全て	—
	第2編表紙	全て	—
	2-1～ 2-18	全て	—
	2-19	以下を除く部分 ・コントロールポイント ・コントロールポイント図	ア
	2-19-2～ 2-19-5	全て	—
	2-20	以下を除く部分 ・コントロールポイント ・「【第3案】」のうち、1行目の2文字目から5文字目まで並びに2行目の2文字目から5文字目まで及び11文字目から16文字目まで	ア イ
	2-21～ 2-24	図面を除く部分	イ
	2-25～ 2-27	図面（縦軸及び項目の部分を除く。）を除く部分	イ
	2-28	全て	—
	2-29	以下を除く部分 ・「主旨」欄のうち、コントロールポイント ・「平面図」欄 ・「案」欄に係る「第3案」の括弧書き内の1文字目から4文字目まで ・「主旨」欄に係る「第3案」欄のうち、1行目の1文字目から22文字目まで及び27文字目から30文字目まで ・「ルート延長」欄のうち、延長 ・「平面線形」欄のうち、曲線半径（設計速度60km/hに対する望ましい最小曲線半径を除く。）	ア イ

	<ul style="list-style-type: none"> ・「住環境への影響」欄に係る「第2案」欄のうち、集落への影響の値 ・「自然環境・景観への影響」欄 ・「支障物件」欄のうち、評価を除く部分 ・「■工事費」欄に係る「土工（一般部）」欄及び「土工（追越車線部）」欄のうち、延長及び単価（金額が0円である場合を除く。） ・「■用地・補償費」欄に係る項目欄のうち、具体的な道路計画用地を推測させる情報が記載された欄 ・「総合評価」欄に係る「第3案」欄のうち、2行目の29文字目から3行目の14文字目まで 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「■用地・補償費」欄に係る各項目欄のうち、数量（金額が0円である場合を除く。）及び単価 ・「■追越車線」欄に係る各項目欄（「工事費」欄を除く。）のうち、数量及び単価 	ウ
2-30	全て	—
2-31	図面を除く部分	イ
2-32	全て	—
2-33	図面を除く部分	イ
2-34	図面（縦軸及び項目の部分を除く。）を除く部分	イ
2-35～ 2-38	全て	—
2-39	「【第1案】」のうち、5行目の31文字目から6行目の23文字目までを除く部分	イ
2-40～ 2-42	図面を除く部分	イ
2-43	全て	—
2-44	以下を除く部分	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「平面図」欄 	イ
	<ul style="list-style-type: none"> ・「【概算用地補償費】」に係る各項目欄のうち、単価及び数量 	ウ
2-45	全て	—
2-46	全て	—

2-47	「【第1案】」のうち、5行目の31文字目から6行目の23文字目までを除く部分	イ
2-48	全て	—
2-49	図面を除く部分	イ
2-50	図面を除く部分	イ
2-51	全て	—
2-52	以下を除く部分	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「平面図」欄 ・「デメリット」欄に係る「第2案」欄のうち、2行目の11文字目から14文字目まで 	イ
	<ul style="list-style-type: none"> ・「【概算用地補償費】」に係る各項目欄のうち、単価及び数量 	ウ
2-53	全て	—
2-54	図面を除く部分	イ
2-55～ 2-58	なし（図面のみのため）	イ
2-59	図面を除く部分	イ
2-60	「<地元自治体>」のうち、1行目の2文字目から2行目までを除く部分	エ
2-61	全て	—
2-62	全て	—
2-63	「測点」欄のうち、測点（高瀬川大橋付近及び宮本橋付近に係る部分を除く。）を除く部分	イ
2-64	以下を除く部分	
	<ul style="list-style-type: none"> ・追越車線設置位置図 ・「追越車線設置位置図」に係る「※」注書のうち、2行目 	イ
2-64-2～ 2-64-5	図面を除く部分	イ
2-65	全て	—
2-66	全て	—
2-67～ 2-72	なし（図面のみのため）	イ
2-73	全て	—
2-74～ 2-83	図面を除く部分	イ
2-84～ 2-95	全て	—

2-96	以下を除く部分	
	<ul style="list-style-type: none"> ・コントロールポイント ・コントロールポイント図 	ア
	<ul style="list-style-type: none"> ・「【第3案】」の括弧書き内の1文字目から4文字目まで ・「【第3案】」のうち、1行目の2文字目から5文字目まで及び11文字目から16文字目まで 	イ
2-97	以下を除く部分	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「主旨」欄のうち、コントロールポイント 	ア
	<ul style="list-style-type: none"> ・「平面図」欄 ・「案」欄に係る「第3案」の括弧書き内の1文字目から4文字目まで ・「主旨」欄に係る「第3案」欄のうち、1行目の1文字目から22文字目まで及び27文字目から30文字目まで ・「ルート延長」欄のうち、延長 ・「平面線形」欄のうち、曲線半径（設計速度60km/hに対する望ましい最小曲線半径を除く。） ・「住環境への影響」欄に係る「第2案」欄のうち、集落への影響の値 ・「自然環境・景観への影響」欄 ・「支障物件」欄のうち、評価を除く部分 ・「■工事費」欄に係る「土工（一般部）」欄及び「土工（追越車線部）」欄のうち、延長及び単価（金額が0円である場合を除く。） ・「■用地・補償費」欄に係る項目欄のうち、具体的な道路計画用地を推測させる情報が記載された欄 ・「総合評価」欄に係る「第3案」欄のうち、2行目の29文字目から3行目の14文字目まで 	イ
	<ul style="list-style-type: none"> ・「■用地・補償費」欄に係る各項目欄のうち、数量（金額が0円である場合を除く。）及び単価 	ウ

		・「■追越車線」欄に係る各項目欄（「工事費」欄を除く。）のうち、数量及び単価	
2-98	全て		—
2-99	以下を除く部分		
	・「平面図」欄		イ
	・「【概算用地補償費】」に係る各項目欄のうち、単価及び数量		ウ
2-100	以下を除く部分		
	・「平面図」欄 ・「デメリット」欄に係る「第2案」欄のうち、2行目の11文字目から14文字目まで		イ
	・「【概算用地補償費】」に係る各項目欄のうち、単価及び数量		ウ
2-101	図面を除く部分		イ
2-102	全て		—
2-103	全て		—
2-104～ 2-119	図面を除く部分		イ
2-120	「区間」欄のうち、測点		イ
2-121	以下を除く部分		
	・「I工区」欄及び「II工区」欄の測点並びに「I工区」欄の延長 ・費目「道路工事」欄に関する「雑工」欄及び「付帯工」欄に係る「I工区」欄の金額 ・費目「道路工事」欄に関する「雑工」欄に係る「土工部雑工」欄のうち、「I工区」欄の数量及び金額 ・費目「道路工事」欄に関する「付帯工」欄に係る「付替水路」のうち、「I工区」欄の数量及び金額 ・費目「用地補償費」欄に関する「土工」欄及び「補償費」欄に係る「種別」欄のうち、具体的な道路計画用地を推測させる情報が記載された欄		イ
	・費目「用地補償費」欄に関する「土工」欄及び「補償費」欄に係る各種別欄のうち		ウ

		ち、単価及び数量（数量については、金額が0円である場合を除く。）	
2-122		測点を除く部分	イ
2-123		全て	—
2-124		全て	—
2-125～ 2-127		以下を除く部分 ・「測点」欄及び「距離」欄 ・「距離」欄に係る「合計」欄	イ
2-128		全て	—
2-129		全て	—
2-130		以下を除く部分 ・舗装工幅（範囲のある部分を除く。） ・「測点」欄、「数量」欄及び「延長」欄	イ
2-131		以下を除く部分 ・「本線舗装工」欄に係る舗装工幅（範囲のある部分を除く。） ・「測点」欄	イ
2-132		全て	—
2-133		全て	—
2-134		「測点」欄を除く部分	イ
2-135		全て	—
2-136		「当初」欄を除く部分	イ
2-137		「測点」欄、「数量」欄及び「合計」欄を除く部分	イ
2-138		全て	—
2-139		「付替水路」欄に係る「当初」欄を除く部分	イ
2-140		「測点」欄を除く部分	イ
2-141		「測点」欄、「数量」欄及び「合計」欄を除く部分	イ
2-142		全て	—
2-143		以下を除く部分 ・「種別」欄のうち、具体的な道路計画用地を推測させる情報が記載された欄 ・「田畑」欄に係る「形状・寸法」欄 ・「当初」欄（数量が0棟である場合を除く。）	イ ウ
2-144		「数量」欄及び「合計」欄を除く部分	ウ
2-145		以下を除く部分 ・具体的な道路計画用地を推測させる情報が記載された欄	イ

	・「数量」欄及び「合計」欄	ウ
2-146	以下を除く部分	
	・具体的な道路計画用地を推測させる情報が記載された欄	イ
	・「数量」欄及び「合計」欄	ウ
2-147	測点を除く部分	イ
2-148	全て	—
2-149	全て	—
2-150～ 2-152	「測点」欄を除く部分	イ
2-153	全て	—
2-154	全て	—
2-155～ 2-157	「測点」欄を除く部分	イ
2-158～ 2-162	全て	—
2-163	「測点」欄を除く部分	イ
2-164	全て	—
2-165	全て	—
2-166	「測点」欄を除く部分	イ
2-167	全て	—
2-168	以下を除く部分	
	・「種別」欄のうち、具体的な道路計画用地を推測させる情報が記載された欄	イ
	・「当初」欄（数量が0 m ² 又は0棟である場合を除く。）	ウ
2-169	「数量」欄及び「合計」欄を除く部分	ウ
2-170	「数量」欄及び「合計」欄を除く部分	ウ
2-171	測点を除く部分	イ
2-172	全て	—
2-173	全て	—
2-174～ 2-176	「測点」欄を除く部分	イ
2-177	全て	—
2-178	全て	—
2-179	「測点」欄を除く部分	イ
2-180	「測点」欄を除く部分	イ
2-181	全て	—
2-182	全て	—

2-183	「測点」欄を除く部分	イ
2-184	全て	—
2-185	全て	—
2-186	「測点」欄を除く部分	イ
2-187	全て	—
2-188	以下を除く部分	
	・「種別」欄のうち、具体的な道路計画用地を推測させる情報が記載された欄	イ
	・「当初」欄（数量が0 m ² 又は0棟である場合を除く。）	ウ
2-189	「数量」欄及び「合計」欄を除く部分	ウ
2-190	「数量」欄及び「合計」欄を除く部分	ウ
2-191	測点を除く部分	イ
2-192	全て	—
2-193	全て	—
2-194～ 2-196	「測点」欄を除く部分	イ
2-197	全て	—
2-198	全て	—
2-199	「測点」欄を除く部分	イ
2-200	「測点」欄を除く部分	イ
2-201	全て	—
2-202	全て	—
2-203	「測点」欄を除く部分	イ
2-204	全て	—
2-205	全て	—
2-206	「測点」欄を除く部分	イ
2-207	全て	—
2-208	以下を除く部分	
	・「種別」欄のうち、具体的な道路計画用地を推測させる情報が記載された欄	イ
	・「田畑」欄に係る「形状・寸法」欄	
	・「当初」欄（数量が0 m ² 又は0棟である場合を除く。）	ウ
2-209	「数量」欄及び「合計」欄を除く部分	ウ
2-210	測点を除く部分	イ
2-211	全て	—
2-212	全て	—
2-213～	「測点」欄を除く部分	イ

2-215		
2-216	全て	—
2-217	全て	—
2-218～ 2-220	「測点」欄を除く部分	イ
2-221	全て	—
2-222	全て	—
2-223	「測点」欄を除く部分	イ
2-224	全て	—
2-225	全て	—
2-226	「測点」欄を除く部分	イ
2-227	全て	—
2-228	以下を除く部分	
	・「種別」欄のうち、具体的な道路計画用地を推測させる情報が記載された欄	イ
	・「当初」欄（数量が0㎡又は0棟である場合を除く。）	ウ
2-229	「数量」欄及び「合計」欄を除く部分	ウ
2-230	測点を除く部分	イ
2-231	全て	—
2-232	全て	—
2-233～ 2-235	「測点」欄を除く部分	イ
2-236	全て	—
2-237	全て	—
2-238	「測点」欄を除く部分	イ
2-239	全て	—
2-240	全て	—
2-241	「測点」欄を除く部分	イ
2-242	全て	—
2-243	以下を除く部分	
	・「種別」欄のうち、具体的な道路計画用地を推測させる情報が記載された欄	イ
	・「当初」欄（数量が0㎡又は0棟である場合を除く。）	ウ
2-244	「数量」欄及び「合計」欄を除く部分	ウ
2-245	測点を除く部分	イ
2-246	全て	—
2-247	全て	—

2-248～ 2-250	「測点」欄を除く部分	イ
2-251	全て	—
2-252	全て	—
2-253	「測点」欄を除く部分	イ
2-254	「測点」欄を除く部分	イ
2-255	全て	—
2-256	全て	—
2-257	「測点」欄を除く部分	イ
2-258	全て	—
2-259	全て	—
2-260	「測点」欄を除く部分	イ
2-261	全て	—
2-262	以下を除く部分	
	・「種別」欄のうち、具体的な道路計画用地を推測させる情報が記載された欄	イ
	・「当初」欄（数量が0 m ² 又は0棟である場合を除く。）	ウ
2-263	「数量」欄及び「合計」欄を除く部分	ウ
2-264	全て	—
2-265	全て	—
2-266	「測点」欄を除く部分	イ
2-267	全て	—
2-268	以下を除く部分	
	・「種別」欄のうち、具体的な道路計画用地を推測させる情報が記載された欄	イ
	・「当初」欄（数量が0 m ² 又は0棟である場合を除く。）	ウ
2-269	「数量」欄及び「合計」欄を除く部分	ウ
2-270	全て	—
2-271～ 2-276	図面を除く部分	イ
第3編表紙	全て	—
3-1	全て	—
3-2	測点及び図面を除く部分	イ
3-3	図面を除く部分	イ
3-4～ 3-8	全て	—
第4編表紙	全て	—

4-1	全て	—
4-2～ 4-4	なし（図面のみのため）	イ
4-5～ 4-23	写真を除く部分	イ
4-24	全て	—
4-25～ 4-31	図面を除く部分	イ
4-32～ 4-82	全て	—
第5編表紙	全て	—
5-1	コントロールポイント	ア
5-2～ 5-4	全て	—
5-5	以下を除く部分	
	<ul style="list-style-type: none"> ・コントロールポイント ・コントロールポイント図 	ア
	<ul style="list-style-type: none"> ・「【第3案】」のうち、1行目の2文字目から5文字目まで並びに2行目の2文字目から5文字目まで及び11文字目から16文字目まで 	イ
5-6	図面を除く部分	イ
5-7	以下を除く部分	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「主旨」欄のうち、コントロールポイント 	ア
	<ul style="list-style-type: none"> ・「平面図」欄 ・「案」欄に係る「第3案」の括弧書き内の1文字目から4文字目まで ・「ルート延長」欄のうち、延長 ・「平面線形」欄のうち、曲線半径（設計速度60km/hに対する望ましい最小曲線半径を除く。） ・「住環境への影響」欄に係る「第2案」欄のうち、集落への影響の値 ・「自然環境・景観への影響」欄 ・「支障物件」欄のうち、評価を除く部分 ・「■工事費」欄に係る「土工」欄のうち、延長及び単価 	イ

	<ul style="list-style-type: none"> ・「■用地・補償費」欄に係る項目欄のうち、具体的な道路計画用地を推測させる情報が記載された欄 ・「総合評価」欄に係る「第3案」欄のうち、3行目の1文字目から15文字目まで 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「■用地・補償費」欄に係る各項目欄のうち、数量（金額が0円である場合を除く。）及び単価 	ウ
5-8～ 5-11	図面を除く部分	イ
5-12～ 5-14	図面（縦軸及び項目の部分を除く。）を除く部分	イ
5-15～ 5-17	全て	—
5-18～ 5-36	図面を除く部分	イ
5-37	全て	—
5-38	全て	—
5-39	図面を除く部分	イ
5-40	全て	—
5-41	全て	—
5-42	図面を除く部分	イ
5-43～ 5-47	全て	—
5-48	図面を除く部分	イ
5-49	全て	—
5-50	全て	—
5-51	図面（縦断図の縦軸及び項目の部分を除く。）を除く部分	イ
5-52	図面を除く部分	イ
5-53	以下を除く部分 <ul style="list-style-type: none"> ・図面 ・「◆当面の対策」のうち、支障物件数 	イ
5-54	全て	—
5-55	全て	—
5-56	図面（縦断図の縦軸及び項目の部分を除く。）を除く部分	イ
5-57	図面を除く部分	イ
5-58	図面を除く部分	イ
5-59～	全て	—

5-67		
5-68	以下を除く部分	
	・ 図面	イ
	・ 「項目」欄の(2)の1行目の1文字目から30文字目まで	エ
5-69	全て	—
5-70～ 5-74	図面を除く部分	イ
5-75	以下を除く部分	
	・ 「主旨」欄のうち、コントロールポイント	ア
	・ 「平面図」欄	イ
	・ 「案」欄に係る「第3案」の括弧書き内の1文字目から4文字目まで	
	・ 「ルート延長」欄のうち、延長（「第0案」欄を除く。）	
	・ 「平面線形」欄のうち、曲線半径（「第0案」欄及び設計速度60km/hに対する望ましい最小曲線半径を除く。）	
	・ 「住環境への影響」欄に係る「第2案」欄のうち、集落への影響の値	
	・ 「自然環境・景観への影響」欄（「第0案」欄を除く。）	
	・ 「支障物件」欄のうち、評価を除く部分	
	・ 「■工事費」欄に係る「土工」欄のうち、延長及び単価（「第0案」欄を除く。）	
	・ 「■用地・補償費」欄に係る項目欄のうち、具体的な道路計画用地を推測させる情報が記載された欄	
	・ 「総合評価」欄に係る「第3案」欄のうち、3行目の3文字目から17文字目まで	
	・ 「■用地・補償費」欄に係る各項目欄のうち、数量（金額が0円である場合を除く。）及び単価	ウ
5-76	全て	—
5-77	図面（縦断図の縦軸及び項目の部分を除く。）を除く部分	イ
5-78	図面を除く部分	イ
5-79～	全て	—

5-82		
5-83	測点及び図面を除く部分	イ
5-84	図面を除く部分	イ
5-85	全て	—
第6編表紙	全て	—
6-1～ 6-13	全て	—
第7編表紙	全て	—
設計図表紙	全て	—
設計図目次	全て	—
位置図	全て	—
平面図(1) ～(7)	図面を除く部分	イ
縦断図(1) ～(4)	図面(縦軸及び項目の部分を除く。)を除く部分	イ
標準横断図 (1工区)	全て	—
標準横断図 (2工区)	全て	—
横断図(1) ～(8)(1 工区)	測点を除く部分	イ
横断図(1) ～(7)(2 工区)	測点を除く部分	イ
交差点平面図 (1)及び (2)	図面を除く部分	イ
第8編表紙	全て	—
8-1～ 8-99	全て	—
第9編表紙	全て	—
報告書概要版 表紙	全て	—
1	全て	—
2	図面を除く部分	イ
3～9	全て	—
10	以下を除く部分	
	<ul style="list-style-type: none"> ・コントロールポイント ・コントロールポイント図 	ア

		<ul style="list-style-type: none"> ・「【第3案】」の括弧書き内の1文字目から4文字目まで ・「【第3案】」のうち、1行目の2文字目から5文字目まで及び11文字目から16文字目まで ・図面 	イ
11	以下を除く部分		
		<ul style="list-style-type: none"> ・「主旨」欄のうち、コントロールポイント 	ア
		<ul style="list-style-type: none"> ・「平面図」欄 ・「案」欄に係る「第3案」の括弧書き内の1文字目から4文字目まで ・「主旨」欄に係る「第3案」欄のうち、1行目の1文字目から22文字目まで及び27文字目から30文字目まで ・「ルート延長」欄のうち、延長 ・「平面線形」欄のうち、曲線半径（設計速度60km/hに対する望ましい最小曲線半径を除く。） ・「住環境への影響」欄に係る「第2案」欄のうち、集落への影響の値 ・「自然環境・景観への影響」欄 ・「支障物件」欄のうち、評価を除く部分 ・「■工事費」欄に係る「土工（一般部）」欄及び「土工（追越車線部）」欄のうち、延長及び単価（金額が0円である場合を除く。） ・「■用地・補償費」欄に係る項目欄のうち、具体的な道路計画用地を推測させる情報が記載された欄 ・「総合評価」欄に係る「第3案」欄のうち、2行目の22文字目から3行目まで 	イ
		<ul style="list-style-type: none"> ・「■用地・補償費」欄に係る各項目欄のうち、数量（金額が0円である場合を除く。）及び単価 ・「■追越車線」欄に係る各項目欄（「工事費」欄を除く。）のうち、数量及び単価 	ウ
12		「【第1案】」のうち、7行目の31文字目から9行目の2文字目までを除く部分	イ

	13	以下を除く部分	
		・「平面図」欄	イ
		・「【概算用地補償費】」に係る各項目欄のうち、単価及び数量	ウ
	14	「【第1案】」のうち、7行目の31文字目から8行目の30文字目までを除く部分	イ
	15	以下を除く部分	
		・「平面図」欄 ・「デメリット」欄に係る「第2案」欄のうち、2行目の11文字目から14文字目まで	イ
		・「【概算用地補償費】」に係る各項目欄のうち、単価及び数量	ウ
	16	「<地元自治体>」のうち、1行目の2文字目から2行目までを除く部分	エ
	17	全て	—
	18	「測点」欄のうち、測点（高瀬川大橋付近及び宮本橋付近に係る部分を除く。）を除く部分	イ
	19	全て	—
	20	測点及び図面を除く部分	イ
	21	「(4)高瀬川大橋交差点」に係る図面を除く部分	イ
2	報告書鏡	全て	—
	報告書表紙	全て	—
	報告書目次	全て	—
	第2編表紙	全て	—
	2-1	図面を除く部分	イ
	2-2～ 2-82	全て	—
	2-83	図面を除く部分	イ
	2-84～ 2-91	全て	—
	2-92	図面を除く部分	イ
	航空写真重ね 図	写真を除く部分	イ
	2-94	全て	—
	2-95～ 2-97	図面を除く部分	イ
	2-98	全て	—

2-99	以下を除く部分 <ul style="list-style-type: none"> ・「平面図」欄 ・「本線と国道147号との交差位置」欄に係る「第3案」欄のうち、上一交差点からの距離 ・「家屋への影響」欄、「商工業への影響」欄、「周辺からの景観」欄及び「騒音・振動」欄に係る「第3案」欄の軒数 	イ
2-100	全て	—
2-101	全て	—
2-102	図面を除く部分	イ
2-103	全て	—
2-104	以下を除く部分 <ul style="list-style-type: none"> ・「概略平面図」欄 ・「【用地・補償費】」に係る各項目のうち、数量及び単価 	イ ウ
2-105～ 2-107	図面を除く部分	イ
2-108	全て	—
2-109	「第1案」欄の概略図	イ
2-110	図面を除く部分	イ
2-111～ 2-116	全て	—
2-117～ 2-121	図面を除く部分	イ
2-122	全て	—
2-123～ 2-127	図面を除く部分	イ
2-128	全て	—
2-129～ 2-133	図面を除く部分	イ
2-134	全て	—
2-135	全て	—
2-136～ 2-138	図面（縦軸及び項目の部分を除く。）を除く部分	イ
2-139	全て	—
2-140～ 2-142	図面（縦軸及び項目の部分を除く。）を除く部分	イ
2-143	全て	—

2-144～ 2-146	図面（縦軸及び項目の部分を除く。）を除く部分	イ
2-147	全て	—
2-148	図面を除く部分	イ
2-149	全て	—
2-150	以下を除く部分	
	<ul style="list-style-type: none"> ・測点 ・費目「用地補償費」欄に関する「用地費」欄及び「補償費」欄に係る各種別欄のうち、単価及び数量（数量については、金額が0円である場合を除く。） 	イ ウ
2-151	測点を除く部分	イ
2-152	全て	—
2-153	全て	—
2-154	「測点」欄及び「距離」欄を除く部分	イ
2-155	「測点」欄及び「距離」欄を除く部分	イ
2-156	全て	—
2-157	全て	—
2-158	「測点」欄を除く部分	イ
2-159	「測点」欄を除く部分	イ
2-160	全て	—
2-161	全て	—
2-162	「測点」欄を除く部分	イ
2-163	全て	—
2-164	全て	—
2-165	「測点」欄を除く部分	イ
2-166	全て	—
2-167	全て	—
2-168	「測点」欄を除く部分	イ
2-169	全て	—
2-170	全て	—
2-171	「測点」欄を除く部分	イ
2-172	全て	—
2-173	全て	—
2-174	「測点」欄を除く部分	イ
2-175	測点を除く部分	イ
2-176	全て	—
2-177	全て	—
2-178～	「測点」欄及び「距離」欄を除く部分	イ

2-181		
2-182	全て	—
2-183	全て	—
2-184	「測点」欄を除く部分	イ
2-185	「測点」欄を除く部分	イ
2-186	全て	—
2-187	全て	—
2-188	「測点」欄を除く部分	イ
2-189	全て	—
2-190	全て	—
2-191～ 2-193	「測点」欄を除く部分	イ
2-194	全て	—
2-195	全て	—
2-196	「測点」欄を除く部分	イ
2-197	「測点」欄を除く部分	イ
2-198	全て	—
2-199	全て	—
2-200	「測点」欄を除く部分	イ
2-201	測点を除く部分	イ
2-202	全て	—
2-203	全て	—
2-204	「測点」欄及び「距離」欄を除く部分	イ
2-205	「測点」欄及び「距離」欄を除く部分	イ
2-206	全て	—
2-207	全て	—
2-208	「測点」欄を除く部分	イ
2-209	「測点」欄を除く部分	イ
2-210	全て	—
2-211	全て	—
2-212	「測点」欄を除く部分	イ
2-213	全て	—
2-214	全て	—
2-215	「測点」欄を除く部分	イ
2-216	「測点」欄を除く部分	イ
2-217	全て	—
2-218	全て	—
2-219	「測点」欄を除く部分	イ
2-220	全て	—

2-221	全て	—
2-222	「測点」欄を除く部分	イ
2-223	測点を除く部分	イ
2-224	全て	—
2-225	全て	—
2-226	「測点」欄及び「距離」欄を除く部分	イ
2-227	「測点」欄及び「距離」欄を除く部分	イ
2-228	全て	—
2-229	全て	—
2-230	「測点」欄を除く部分	イ
2-231	全て	—
2-232	全て	—
2-233	「測点」欄を除く部分	イ
2-234	「測点」欄を除く部分	イ
2-235	全て	—
2-236	全て	—
2-237	「測点」欄を除く部分	イ
2-238	全て	—
2-239	全て	—
2-240	「測点」欄を除く部分	イ
2-241	測点を除く部分	イ
2-242	全て	—
2-243	全て	—
2-244	「測点」欄及び「距離」欄を除く部分	イ
2-245	「測点」欄及び「距離」欄を除く部分	イ
2-246	全て	—
2-247	全て	—
2-248	「測点」欄を除く部分	イ
2-249	「測点」欄を除く部分	イ
2-250	全て	—
2-251	全て	—
2-252	「測点」欄を除く部分	イ
2-253	全て	—
2-254	全て	—
2-255	「測点」欄を除く部分	イ
2-256	「測点」欄を除く部分	イ
2-257	全て	—
2-258	全て	—
2-259	「測点」欄を除く部分	イ

2-260	全て	—
2-261	全て	—
2-262	「測点」欄を除く部分	イ
2-263	測点を除く部分	イ
2-264	全て	—
2-265	全て	—
2-266～ 2-269	「測点」欄及び「距離」欄を除く部分	イ
2-270	全て	—
2-271	全て	—
2-272	「測点」欄を除く部分	イ
2-273	「測点」欄を除く部分	イ
2-274	全て	—
2-275	全て	—
2-276	「測点」欄を除く部分	イ
2-277	全て	—
2-278	全て	—
2-279～ 2-283	「測点」欄を除く部分	イ
2-284	全て	—
2-285	全て	—
2-286	「測点」欄を除く部分	イ
2-287	全て	—
2-288	全て	—
2-289	「測点」欄を除く部分	イ
2-290	測点を除く部分	イ
2-291	全て	—
2-292	「測点」欄及び「距離」欄を除く部分	イ
2-293	「測点」欄及び「距離」欄を除く部分	イ
2-294	全て	—
2-295	全て	—
2-296	「測点」欄を除く部分	イ
2-297	「測点」欄を除く部分	イ
2-298	全て	—
2-299	全て	—
2-300	「測点」欄を除く部分	イ
2-301	全て	—
2-302	全て	—
2-303	「測点」欄を除く部分	イ

2-304	全て	—
2-305	全て	—
2-306	「測点」欄を除く部分	イ
2-307	全て	—
2-308	全て	—
2-309	「測点」欄を除く部分	イ
2-310	全て	—
2-311	用地面積の数量を除く部分	ウ
2-312～ 2-318	「宅地面積」欄及び「農地面積」欄を除く部分	ウ
2-319～ 2-327	図面を除く部分	イ
2-328	全て	—
2-329	以下を除く部分	
	・「軒数」欄（0軒である場合を除く。）	イ
	・「合計（軒数）」欄	
	・「面積」欄（0㎡である場合を除く。）	ウ
2-330	以下を除く部分	
	・「軒数」欄（0軒である場合を除く。）	イ
	・「面積」欄（0㎡である場合を除く。）	ウ
2-331	以下を除く部分	
	・「軒数」欄	イ
	・「面積」欄	ウ
2-332	以下を除く部分	
	・「軒数」欄（0軒である場合を除く。）	イ
	・「面積」欄（0㎡である場合を除く。）	ウ
2-333	以下を除く部分	
	・「軒数」欄	イ
	・「面積」欄	ウ
2-334	以下を除く部分	
	・「軒数」欄（0軒である場合を除く。）	イ
	・「面積」欄（0㎡である場合を除く。）	ウ
2-335	以下を除く部分	
	・「軒数」欄（0軒である場合を除く。）	イ
	・「面積」欄（0㎡である場合を除く。）	ウ
2-336	以下を除く部分	
	・「軒数」欄	イ
	・「面積」欄	ウ
2-337～	図面を除く部分	イ

2-345		
2-346～ 2-374	全て	—
2-375	以下を除く部分	
	<ul style="list-style-type: none"> ・用地費の単価 ・建物等補償単価表の「㎡単価」欄 ・「1）大規模な工場等」の建物移転補償費、推定再建築費単価、再築補償率、解体工事費等単価、推定再建築費、再築補償額、解体工事費等、計、消費税込額、工作物移転補償費、立竹木移転補償費、動産移転補償費、移転雑費補償費及び建物等補償単価 	ウ
2-376	以下を除く部分	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「2）その他一般木造建物」の建物移転補償費、推定再建築費単価、再築補償率、解体工事費等単価、推定再建築費、再築補償額、解体工事費等、計、消費税込額、工作物移転補償費、立竹木移転補償費、動産移転補償費、移転雑費補償費及び建物等補償単価 ・送電線支障箇所補償費 	ウ
2-377～ 2-379	図面を除く部分	イ
2-380	全て	—
2-381～ 2-385	図面を除く部分	イ
2-386 2-394	写真を除く部分	イ
3-67～ 3-89	全て	—
4-7～ 4-11	全て	—
5-42	全て	—
5-43	全て	—
5-44	写真を除く部分	イ
5-45	写真を除く部分	イ
5-53～ 5-55	全て	—
5-56～	VR画像を除く部分	イ

5-58		
5-59	全て	—
5-60	VR画像を除く部分	イ
5-61～ 5-64	写真を除く部分	イ
5-65	VR画像を除く部分	イ
第7編表紙	全て	—
7-1	図面を除く部分	イ
7-2～ 7-4	全て	—
7-5	図面（縦断面図の縦軸及び項目の部分を除く。）を除く部分	イ
7-6	平面図を除く部分	イ
7-7	全て	—
7-8～ 7-10	平面図及び縦断面図（縦軸及び項目の部分を除く。）を除く部分	イ
7-11	全て	—
7-12	写真を除く部分	イ
7-13	以下を除く部分	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「概要図」欄のうち、縦断面図の縦軸及び項目の部分を除く部分 ・「計画概要」欄のうち、堤防天端からの離隔距離 	イ
7-14	以下を除く部分	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「概要図」欄のうち、縦断面図の縦軸及び項目の部分を除く部分 ・「計画概要」欄のうち、堤防天端からの離隔距離 	イ
7-15	図面を除く部分	イ
7-16	図面（縦断面図の縦軸及び項目の部分を除く。）を除く部分	イ
7-17	図面を除く部分	イ
7-18	図面（縦断面図の縦軸及び項目の部分を除く。）を除く部分	イ
7-19	図面を除く部分	イ
7-20	図面（縦断面図の縦軸及び項目の部分を除く。）を除く部分	イ
7-21	図面を除く部分	イ
7-22	図面を除く部分	イ

7-23	図面（縦断図の縦軸及び項目の部分を除く。）を除く部分	イ
7-24	図面を除く部分	イ
7-25～ 7-29	全て	—
7-30	図面を除く部分	イ
7-31	計画勾配図を除く部分	イ
7-32	架橋位置の河川幅員図を除く部分	イ
7-33	以下を除く部分	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10行目の14文字目から17文字目まで ・ 図面 	イ
7-34	全て	—
7-35	全て	—
7-36	平面図及び縦断図（縦軸及び項目の部分を除く。）を除く部分	イ
7-37～ 7-40	全て	—
第8編表紙	全て	—
8-1～ 8-5	全て	—

(別表 2 - 2)

※この別表 2 - 2において、「番号」欄は、別表 1 - 2の番号に対応している。

番号	公開すべき部分	非公開妥当とする部分の本 答申第 5 の 3 の (2) 該当区分
1	全て	—
2	全て	—
3	全て	—
4	以下を除く部分 記録欄の ・ 14行目の 5 文字目から35文字目まで ・ 20行目の 8 文字目から21行目まで	ア
5	全て	—
6	以下を除く部分 「概要」欄の ・ 4 行目の 8 文字目から18文字目まで ・ 19行目から20行目の 7 文字目まで ・ 22行目の 5 文字目から33文字目まで ・ 23行目の21文字目から39文字目まで	ア
8	全て	—
9	全て	—
10	全て	—
11	全て	—
12	記録欄の13行目の 2 文字目から31文字目まで	イ
19	全て	—
20	以下を除く部分 2 ページ目の ・ 1 行目の22文字目から 2 行目まで ・ 4 行目の 2 文字目から18文字目まで ・ 5 行目の 2 文字目から20文字目まで ・ 7 行目の 2 文字目から 8 文字目まで及び16文字目から17 文字目まで並びに 8 行目の 2 文字目から 4 文字目まで ・ 9 行目の 2 文字目から 6 文字目まで、12文字目から13文 字目まで及び22文字目から26文字目まで ・ 11行目の 2 文字目から14文字目まで ・ 12行目の 2 文字目から 8 文字目まで	イ
21	全て	—
24	以下を除く部分 「■説明内容について」の ・ 3 行目の 2 文字目から31文字目まで ・ 4 行目の 2 文字目から 9 文字目まで	イ

	・ 9行目の2文字目から16文字目まで	
25	以下を除く部分 「■説明内容について」の ・ 5行目の2文字目から16文字目まで ・ 12行目の14文字目から23文字目まで	ア
26	全て	—
27	全て	—
30	全て	—
32	「○その他」の22文字目から39文字目まで	ア